作成基準日 : 2019年 9月30日 資料作成日 : 2019年10月 7日

パン・パシフィック外国債券オープン 追加型投信/海外/債券



※ 分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

ファンド概況

【概要】

設定日	2003年8月29日
信託期間	無期限
決算日	毎月15日
	(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬率	後記の「ファンドの費用・税金」参照

【基準価額および純資産総額】

	2019年8月末	2019年9月末
基準価額(円)	5,693	5,713
純資産総額(億円)	333	330

【信託財産の状況】

	2019年8月末	2019年9月末
外国債券	97.4%	97.9%
金銭信託等その他	2.6%	2.1%
合計	100.0%	100.0%
銘柄数	37	39

※ 上記比率は純資産総額に対する割合

【基準価額の騰落率】

	ファンド
1カ月前比	0.70%
3カ月前比	∆0.55%
6カ月前比	∆1.08%
1年前比	1.24%
3年前比	10.16%
設定来	110.95%

※ 基準価額の騰落率は分配金再投資基準価 額で算出しています。

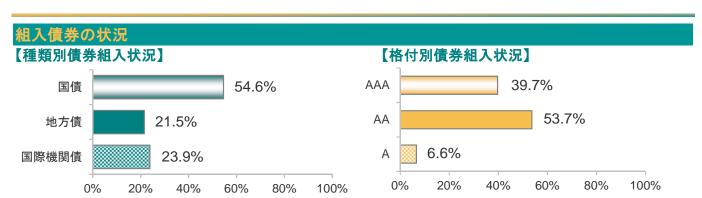
【分配金の実績】

第180期	第181期	第182期	第183期	第184期	第185期
2018年10月	2018年11月	2018年12月	2019年1月	2019年2月	2019年3月
30	30	30	20	20	20
第186期	第187期	第188期	第189期	第190期	第191期
2019年4月	2019年5月	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月
20	20	20	20	20	20

※ 分配金は、10,000口あたりの税引前の金額(円) ※ 分配金は増減したり、支払われないことがあります。

作成基準日 : 2019年 9月30日 資料作成日 : 2019年10月 7日

パン・パシフィック外国債券オープン 追加型投信/海外/債券



- ※ 上記比率は組入債券評価金額合計に対する割合
- ※ 政府機関債には政府保証債を含みます。

- ※ 上記比率は組入債券評価金額合計に対する割合
- ※ 格付は、Moody's、S&Pが付与した格付のうち下位格付 を採用

【国別債券組入状況】

国	組入比率	修正デュレーション	残存年数	複利最終利回り	直接利回り
カナダ	24.5%	7.1	8.4年	1.8%	3.8%
オーストラリア	23.6%	6.9	7.9年	1.2%	3.2%
ニュージーランド	24.9%	6.4	7.2年	1.2%	3.2%
アメリカ	24.8%	6.9	8.5年	1.7%	4.1%
ファンド全体	97.9%	6.8	8.0年	1.5%	3.6%

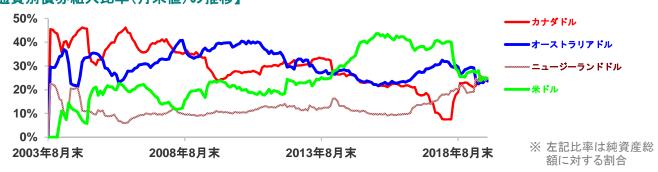
[※] 組入比率は純資産総額に対する割合。ファンドの複利最終利回りおよび直接利回りは実際の投資家利回りとは異なります。

【組入上位10銘柄】

F -1 >	ATT IN THE LOSE OF THE PARTY OF					
	銘柄名	利率	償還日	通貨	債券種類	組入比率
1	ニュージーランド国債 2.75% 25/4/15	2.750%	2025年4月15日	ニュージーランドドル	国債	5.7%
2	米国国債 5.25% 29/2/15	5.250%	2029年2月15日	米ドル	国債	5.1%
3	米国国債 2.75% 24/2/15	2.750%	2024年2月15日	米ドル	国債	5.1%
4	ニュージーランド国債 3.5% 33/4/14	3.500%	2033年4月14日	ニュージーランドドル	国債	5.1%
5	カナダ国債 2.75% 48/12/1	2.750%	2048年12月1日	カナダドル	国債	4.2%
6	米国国債 8% 21/11/15	8.000%	2021年11月15日	米ドル	国債	4.1%
7	オンタリオ州 8.1% 23/9/8	8.100%	2023年9月8日	カナダドル	地方債	3.8%
8	ニュージーランド国債 6% 21/5/15	6.000%	2021年5月15日	ニュージーランドドル	国債	3.7%
9	ケベック州・カナダ 4.25% 21/12/1	4.250%	2021年12月1日	カナダドル	地方債	3.4%
10	米国国債 7.5% 24/11/15	7.500%	2024年11月15日	米ドル	国債	3.4%

- ※ 組入比率は純資産総額に対する割合
- ※ 政府機関債には政府保証債を含みます。

【通貨別債券組入比率(月末値)の推移】



明治安田アセットマネジメント

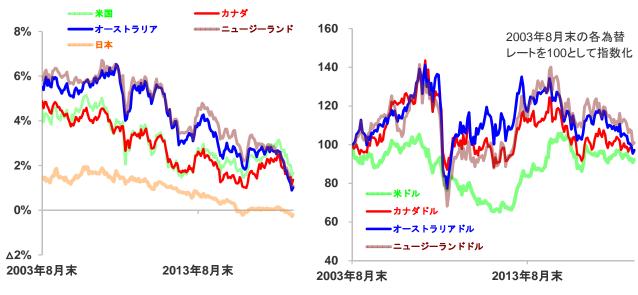
作成基準日 : 2019年 9月30日 資料作成日 : 2019年10月 7日

パン・パシフィック外国債券オープン 追加型投信/海外/債券

市場動向

【10年国債利回り(月末値)の推移】

【為替レート(月末値)の推移】



出所: Bloomberg 出所: Bloomberg

月の基準価額の変動要因

単位:円)	2019年4月	2019年5月	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月
基準価額(月末)	5,852	5,737	5,805	5,793	5,693	5,713
鶯落額(前月末比)	∆45	∆115	68	Δ12	△100	20
為替市場要因	Δ3	∆181	26	Δ7	∆228	81
カナダドル	3	∆35	28	6	∆45	24
オーストラリアドル	0	∆52	Δ1	∆16	∆55	26
ニュージーランドドル	∆19	∆58	22	Δ9	∆99	11
米ドル	12	∆36	Δ22	12	∆29	20
債券市場要因	∆18	92	66	21	153	∆36
キャピタルゲイン	∆38	68	48	1	136	∆53
カナダ	Δ2	10	6	Δ8	27	∆18
オーストラリア	∆3	15	19	9	27	∆10
ニュージーランド	∆11	18	8	8	35	Δ7
アメリカ	∆23	25	15	Δ8	48	∆19
インカムゲイン	20	24	18	20	17	17
カナダ	5	6	5	6	5	5
オーストラリア	5	5	4	4	4	4
ニュージーランド	3	5	4	5	4	4
アメリカ	6	8	5	5	5	5
収益分配金	∆20	Δ20	Δ20	∆20	∆20	∆20
信託報酬等	Δ3	∆5	∆4	Δ7	∆6	∆5

[※] 要因分析の結果は当社で試算した概算値であり、基準価額変化の傾向を知る目安とお考え下さい。

作成基準日 : 2019年 9月30日 資料作成日 : 2019年10月 7日

パン・パシフィック外国債券オープン 追加型投信/海外/債券

運用経過・今後の投資方針等について

1. 市場動向

		1.	2 3 =	7 J	
	7 /=	111	+	TB	•
	【債	茶	ш	场	1
_		. //		· 23	4

米	米国政府が中国製品に対する関税引き上げの先送りを表明し、米中貿易協議が進展するとの見
	方が広がったことから月半ばにかけて上昇しました。その後は、米中関係を巡る先行き不透明感
	から低下基調となりました。月を通じては、米国長期金利は上昇しました。
カ ナ ダ	高値圏で推移している原油価格を背景に第2四半期のGDP(国内総生産)は堅調な伸びを示しま
	した。中銀はインフレが目標レンジの中間付近で推移していることから政策金利を据え置き、声明
	で利下げについて言及しませんでした。こうした中、カナダ長期金利は上昇しました。
オーストラリア	米中貿易摩擦による景気減速懸念などから中銀は6月および7月の2会合連続で利下げを決定し
	ました。投資家のリスク回避姿勢から8月に大きく低下しましたが、当月は米中協議への期待など
	からリスク回避姿勢が弱まったため、オーストラリア長期金利は上昇しました。
ニュージーランド	目標レンジの中間値に到達しないインフレ見通しなどから中銀は8月に利下げを決定しましたが、
	当月は政策金利の据え置きを決定するとともに今後の利下げに含みを持たせる声明を出しまし
	た。こうした中、ニュージーランド長期金利は小幅な上昇にとどまりました。

【為替市場】

- Allina			
米	ド	ル	月前半は米中貿易摩擦懸念が緩和されリスク回避姿勢が後退したことや、FOMC(米連邦公開市
			場委員会)を控えてのポジション調整などにより日米金利差が拡大したことを背景に、円に対して
			上昇しました。月後半は、米中貿易協議の進展を巡る懸念が再び高まったことから軟調な推移と
			なりました。月を通じては、米ドルは対円で上昇しました。
力	ナダ	ドル	サウジアラビアの石油関連施設が攻撃されたことで原油供給懸念から原油価格が高値圏で推移
			する中、カナダドルは対米ドル、対円で上昇しました。
オー	- ストラリ	アドル	米国の追加利下げ見通しや中国の景気拡大策などから8月に悪化した投資家心理が幾分改善し
			たことや、閣僚級の米中協議が10月に開催されるとの報道を受けて先行き不透明感が改善したこ
			とから、オーストラリアドルは対米ドル、対円で上昇しました。
ニュ	ージーラン	ノドドル	中銀は雇用拡大とインフレの下支えを目的として5月、8月と利下げを決定しました。中銀は当月は
			政策金利の据え置きを決定するとともに、追加利下げに含みを持たせる声明を出したことから、
			ニュージーランドドルは対円で上昇したものの、対米ドルでは下落しました。

2. 運用経過

4カ国の債券へ分散投資を継続しつつ、デュレーションはポートフォリオ全体で6.8程度と前月末から短期化させました。通貨別配分は、豪ドルの配分を引き下げました。ポートフォリオ全体の債券種別構成については、主にカナダやニュージーランドおよびオーストラリアの非国債の割合を増やしました。

3. 今後の相場見通し・投資方針

【債券市場の見通し】

米	米中貿易協議の長期化および関税の悪影響が一部の経済指標に表れ始めており、市場では利
	下げが引き続き予想されている中、長期金利に低下圧力がかかり易い状況が見込まれます。
カナダ	4月以降に発表された経済指標は概ね中銀の見通しに沿った結果であることから、米国を中心とし
	た世界的な金利低下の流れの影響は限定的であると見込んでいます。
オーストラリア	低調なインフレ率や雇用統計から市場は利下げを見込んでいるため、金利低下圧力がかかり易い
	状況が継続すると思われます。また、同国経済への影響が大きい中国経済についても米中貿易
	協議の長期化による悪影響が継続するものと思われます。
ニュージーランド	直近の中銀総裁から引き続き保守的な見通しが示される中、金利については低下圧力の継続が
	見込まれます。

【為替市場の見通し】

9月のFOMCでは利下げを実施しましたが、今後の政策については積極的に利下げを行う旨ではないことが示されました。一方で米中の貿易摩擦は激化しており、市場では米国の更なる利下げを織り込んだ状況にあり、米国債を中心に世界的な金利低下圧力は今後も継続するものと思われます。為替については米中貿易摩擦の激化を材料視していることから円高が進行しているものの、米ドルも他の組入通貨に対して上昇しています。したがって、短期的には米ドル、カナダドル、豪ドル、ニュージランドドルのうち、相対的には米ドルが堅調に推移するものと見込んでいます。

【投資方針】

通貨配分については景気動向、為替レート、金利の水準、金融政策の方向性、政治情勢等を勘案しながら機動的に調整する方針です。デュレーションについては、構成国の大幅な金利上昇は見込んでおらず、当面は市場のリスクセンチメントによって上下動するレンジ相場を見込んでいることから機動的なオペレーションを実施する方針です。

■ ファンドの目的

パン・パシフィック外国債券オープンは、環太平洋先進諸国(アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国)の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

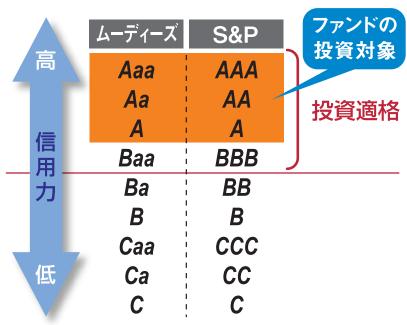
■ ファンドの特色

●特色(1)

環太平洋先進諸国(アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国を指します。)の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

●特色②

原則として、取得時の格付がA格相当以上の信用度が高いと判断される債券に投資します。



●政府機関債とは

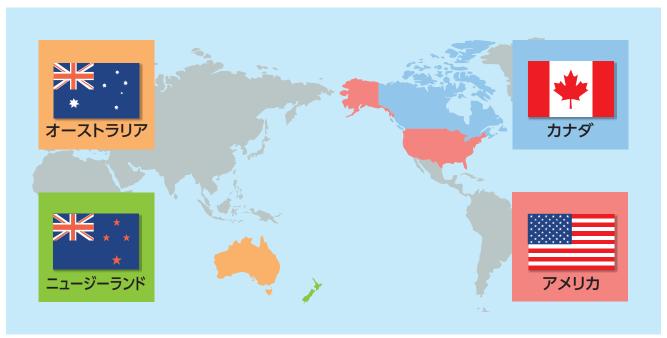
アメリカの政府系機関は、公共の目的を達するため議会制定法により設立されています。その発行債券は政府の直接的な保証は受けていないものの、それら大半の機関は省庁の監督下にあり公共性が高く、一部機関は財務省よりクレジットラインを付与されていることから、高水準の格付を取得しています。カナダでも、住宅関連や産業開発関連等の政府系機関が債券を発行しており、一部の政府機関債には政府保証が付されています。

●国際機関債とは

複数国の協調のもと、ある地域の経済発展を主目的として設立された組織が開発金融機関です。例として、世界銀行(国際復興開発銀行)、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、米州開発銀行などがあります。それらの機関が、主に開発プロジェクトへの資金供給のため、国際債券市場において資金ニーズに応じて米ドル、ユーロ、円など様々な通貨で発行するのが国際機関債です。複数の先進国が中心となり出資・運営・監督しているため、信用力は高水準です。

●特色③

4カ国に分散投資し、リスクを抑制します。



●特色(4)

相対的に高い利回りが期待される債券に投資することにより、安定的な収益の確保を目指します。

●特色⑤

外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

■ ファンドの仕組み

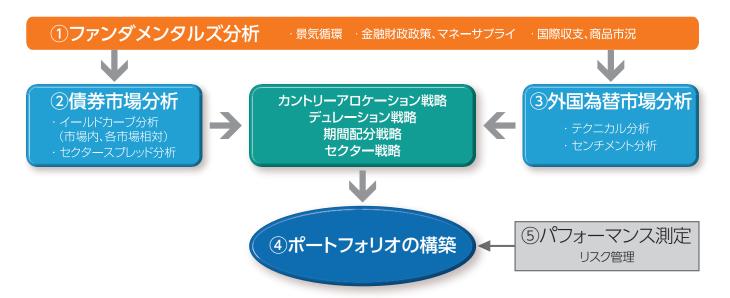
当ファンドは、環太平洋先進諸国の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して 運用を行います。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

■ 運用プロセス

金利リスク、信用リスク等に配慮しつつイールドカーブ戦略、セクター・個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行い、安定的な収益の獲得を目指します。



1ファンダメンタルズ分析

投資対象国の景気循環の中での位置(後退期、拡大期等)を見極め、これに対応した政策動向等を分析し、債券・為 替両面から各市場の相対的な優位性を判断します。

2債券市場分析

各国債券市場間のイールドカーブ比較、実質金利比較や、それぞれの債券市場におけるイールドカーブの形状分析、国債とその他の銘柄のスプレッド分析等に基づき、相対的に割安な市場、期間、セクターを判断します。

3外国為替市場分析

ファンダメンタルズ分析に加え、テクニカルチャートや先物ポジションの分析等により、各国通貨動向を判断します。

4ポートフォリオの構築

各分析の結果に基づき、カントリーアロケーション戦略、デュレーション戦略、期間配分戦略(バーベル戦略、ブレット戦略)、セクター戦略を決定し、運用ガイドラインに沿った銘柄選択を行います。

6パフォーマンス測定

市場インデックスと比較した相対パフォーマンスおよび要因分析、類似ファンドとのパフォーマンス比較に基づき、戦略の見直しを行い、次期の戦略決定の参考とします。

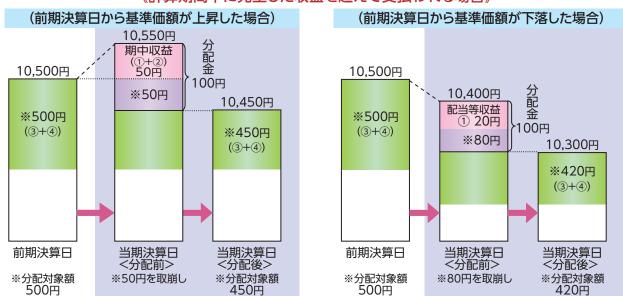
収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。



- *上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。
- ●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

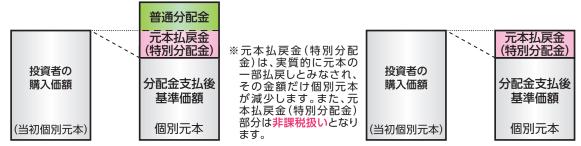
《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》



- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- *上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。
- ●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに 相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小 さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金:個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の 額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

パン・パシフィック外国債券オープンは、外国の債券等、値動きのある証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むお それがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受 益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

債券価格変動 リース ク	債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の 影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準 が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンド の基準価額を下げる要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の 支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引 の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性 があります。

[※] 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

投資リスク

■ その他の留意点

- ●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- ●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- ●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益 (評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計 算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。 分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は販売会社または委託会社へお問合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金 申込不可日	ニューヨークの銀行またはカナダの銀行が休業日の場合は、購入·換金の申込 みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止 その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。

手続・手数料等

信託期間	無期限(2003年8月29日設定)
繰上償還	委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 http://www.myam.co.jp/
運用報告書	2月および8月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入価額に、<u>2.7%(税抜2.5%)*</u>を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。

- ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社に お支払いいただきます。
- *消費税率が10%となった場合は2.75%(税抜2.5%)となります。

信託財産留保額

ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの純資産総額に対し、<u>年1.08%(税抜1.0%)*</u>の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

*消費税率が10%となった場合は年1.1%(税抜1.0%)となります。

<内訳>

配分	料率(年率) [各販売会社の純資産額に応じて]					
留6刀	100億円 以下の部分	100億円超 300億円以下の部分	300億円超 の部分			
委託会社	0.486%(税抜0.45%)	0.432%(税抜0.4%)	0.378%(税抜0.35%)			
販売会社	0.54%(税抜0.5%)	0.594%(税抜0.55%)	0.648%(税抜0.6%)			
受託会社		0.054%(税抜0.05%)				
合計		1.08%(税抜1.0%)				

【消費税率が10%となった場合】

運用管理費用(信託報酬)

配分	料率(年率) [各販売会社の純資産額に応じて]					
日レノノ	100億円 以下の部分	100億円超 300億円以下の部分	300億円超 の部分			
委託会社	0.495%(税抜0.45%)	0.44%(税抜0.4%)	0.385%(税抜0.35%)			
販売会社	0.55%(税抜0.5%)	0.605%(税抜0.55%)	0.66%(税抜0.6%)			
受託会社	0.055%(税抜0.05%)					
合計		1.1%(税抜1.0%)				

<内容>

1 3	
支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内 でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

手続・手数料等

その他の費用・手数料

信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0054%(税抜0.005%)*を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

- ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、 上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によっ て見直され、変更される場合があります。
- *消費税率が10%となった場合は年0.0055%(税抜0.005%)となります。
- ※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項目	税金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して…20.315%

- ※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)、ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定の少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA(ニーサ)は満20歳以上の方、ジュニアNISA(ニーサ)は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。
- ※法人の場合については上記と異なります。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

【委託会社その他の関係法人の概要】

- ●委託会社(委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社 ファンドの運用の指図等を行います。
- ●受託会社(受託者) 三菱UFJ信託銀行株式会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- ●販売会社 以下の【販売会社一覧】をご覧ください。

【販売会社一覧】

■お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

			加入協会					
販売会社名		登録番号	日本証券業協会	日本投資顧問業協会一般社団法人	第二種金融商品取引業協会一般社団法人	金融先物取引業協会一般社団法人	日本商品先物取引協会	備考
銀行								
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	0					
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	0					
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第6号	0					
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	0			0		
オーストラリア・アンド・ニュー ジーランド・バンキング・グルー プ・リミテッド (銀行)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第622号	0					*
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	0			0		
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	0					
株式会社静岡中央銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第15号	0					
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	0					
株式会社第三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	0					
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	0					
株式会社東北銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第8号	0					
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	0					
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	0					
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第48号	0			0		
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	0			0		
株式会社三菱UFJ銀行(インター ネットバンキング専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	0		0	0		
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	0					

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	日本投資顧問業協会一般社団法人	第二種金融商品取引業協会一般社団法人	金融先物取引業協会一般社団法人	日本商品先物取引協会	備考
証券会社								
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	0					
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第52号	0	0		0		
O K B証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	0					
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	0			0		
九州 F G証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	0					
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	0		0			
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	0					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	0		0	0		
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	0					
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	0					
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	0			0		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	0					
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	0					
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	0					
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	0			0		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	0	0		0		
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第185号	0					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	0	0	0	0	0	
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	0					
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	0					
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	0		0	0		
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	0	0	0	0		

[※] 現在、新規の販売を停止しております。

投資信託ご購入時の注意事項

- ●ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- ●投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- ●投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預貯金と異なり保証されているものではなく、 基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- ●投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- ●投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

※当資料ご利用にあたってのご留意事項

- ●当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ●当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、 資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- ●当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆 あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、 実質的な投資成果を示すものではありません。
- ●当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を 保証するものではありません。

設定・運用 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 405 号

加入協会:一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787

(営業日の午前 9:00~午後 5:00)

ホームページアドレス http://www.myam.co.jp/